

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人新宿未来創造財団（以下、財団という）ホームビジットボランティア登録制度（以下、本制度という。）を円滑に運営するために、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本制度は、新宿区内在住者がホームビジットを通じて異なる文化や慣習、多様性への理解を進め、新宿区における多文化共生のさらなる推進を目的とする。

(活用内容)

第 3 条 本制度において、ホームビジットボランティア（以下、ボランティアという）は財団の認める事業において活用する。

(募集・登録)

第 4 条 ボランティアの募集は、財団が通年にわたり行い、応募資格は次のとおりとする。

- (1) 新宿区在住であること。
- (2) 本制度の趣旨・目的に賛同すること。
- (3) 参加者のプライバシーを守れること。
- (4) 飲食を含む 2 時間以上の交流時間を確保できること。
- (5) 活動時に写真を撮影することができ、それをホームビジット事業紹介のため財団ホームページに掲載することが可能であること。

2 上記応募資格を満たしている場合に限り、ホームビジットボランティア登録用紙(第 1 号様式)の提出を求め、財団での審査が終了後に登録完了通知メールを送付し、登録を完了する。

(登録更新)

第 5 条 ボランティアの登録更新は年度単位で行い、初めての登録・更新から 3 年度目に更新を行う。また、住所など環境が変わった際には更新書類を利用して登録情報の変更を行う。

(登録解除)

第 6 条 登録解除については、次のとおりとする。

- (1) 登録者から辞退の申し出があったとき。
- (2) ボランティアが、その活動において他者に著しい損害を与えた場合。
- (3) ボランティアが登録更新を行わなかったとき。
- (4) その他、不法行為などによりボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。

2 財団は、ボランティアの登録を解除した場合、速やかに登録名簿から削除する。

(参加)

第 7 条 ホームビジットへの参加募集は財団が通年にわたり行い、参加資格は次のとおりとする。

- (1) 合流場所に自力で行くことができ、自力で帰ることができる。
- (2) 本制度の趣旨・目的に賛同すること。
- (3) 参加者、ボランティアのプライバシーを守れること。
- (4) 飲食を含む 2 時間以上の交流時間を確保できること。
- (5) 活動時に写真を撮影することができ、それをホームビジット事業紹介のため財団ホームページに掲載することが可能であること。
- (6) 参加者が 20 歳未満の場合は、所属している学校、または保護者から許可を取ること。

- 2 上記参加資格を満たしている場合に限り、ホームビジット参加申請用紙（第2号様式）の提出を求め、財団での審査が終了後に登録完了通知メールを送付し、申請を完了とする。

#### （マッチング）

第8条 財団は参加者が現れた場合にボランティア登録者へメールにて参加申請者の情報を送信し、返答のあったボランティア登録者の情報と参加者情報を審査しペアリングさせるボランティア登録者を決定のうえ、双方へ対面の日程等連絡を行う。

#### （対面式）

第9条 ペアリングされた参加者とボランティアは財団が日程調整を行い、財団職員同席のもと対面式を行う。

- 2 対面式後の行動について財団は同行せず、参加者とボランティアで活動する。
- 3 ペアリングや対面式直前であっても、どちらかに確認漏れなどがあった場合はマッチングにて再調整を行う。

#### （禁止事項）

第10条 ホームビジットに類する活動であっても、次の活動は参加者、ボランティアともに禁止とする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 政治又は宗教に勧誘する活動
- (3) ヘイトスピーチに該当する表現活動
- (4) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害する恐れのある活動
- (5) 特定の個人及び団体の利害に著しい影響を及ぼすおそれのある活動

#### （アンケートの提出）

第11条 ボランティアは、活動終了後2週間以内に、ホームビジットボランティア活動アンケートを財団宛てに提出する。

#### （謝礼等の支給）

第12条 ボランティアへの謝礼等に関しては以下の通りとする。

- (1) ボランティアへの謝礼は、活動終了後のアンケートと請求書の提出を基に銀行振込にて支払う。
- (2) ボランティアへの謝礼は1回の活動に対して1,500円（税込み）とする。
- (3) ボランティアへの謝礼は請求書の提出から翌月15日までに支払う。
- (4) ホームビジットに関わる交通費や経費は支給しない。

#### （保険の加入）

第13条 財団は、ボランティア登録者に対してホームビジット活動中の事故に対応する保険に加入する。

#### （免責等）

第14条 ホームビジット活動時にボランティアが被った損害の補償範囲は、第13条の保険から支払われる金額を限度とし、保険適用分以外の損害について財団は賠償の責を負わない。

- 2 ホームビジット活動時に参加者に損害の責任が生じた場合、財団は賠償の責を負わない。
- 3 ホームビジット活動日以外で生じた損害等について、財団は賠償の責を負わない。

#### （個人情報の保護）

第15条 財団は、本制度にかかる個人情報の保護に関し、個人の利益を侵害することのないよう、万全を期す。

- 2 ボランティアは、個人情報保護の重要性を十分に認識し、本制度の活用で知り得た個人情報について、一切口外・漏洩しない。

(秘密の保持)

第 16 条 ボランティアは、活動によって知り得た情報を他人に知らせ、または目的外に使用してはならない。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 12 月 20 日から施行する。